

少数言語復興の観点からみた客観的考察

中川 仁

本書は中国・台湾・沖縄の三つの地域に

焦点をあて、その社会背景と言語状況を述べた論文集である。とくに東アジアの

危機言語は、歴史的な背景と政治的な背景の両面性が交差し、為政者の言語が共通語になりうるという状況のもので、その言語が「超民族語」としての地位を得てきた。そのため少数派といわれる言語は「ことば喰い」の現象にあり、消滅の危機に瀕している。

焦点となっている三つの地域社会は、社会言語学的にみていくと特殊な状況下におかれ、共通語と少数言語が存在する。この地域社会の言語変容は、ミクロ的な観点からの客観的な考察がなされなければならない。本論文集は、その客観性を網羅し、言語計画と少数言語の復興を模

索している。

本論文集は以下の十一編の論文により構成されている。

東アジアにおける言語危機とその研究

パトリック・ハインリッヒ&松尾慎

中国における少数言語の活力の度合いに関する予備的研究

孫宏開(訳／藤田美佐)

意識をいかに変え、危機言語をいかに維持するか

デービット・ブラッドリー(訳／藤田美佐)

彝語の言語使用領域に関する予備的考察

胡素华(訳／松尾慎)

台湾における言語編制の変遷——イデオロギーと効果

パトリック・ハインリッヒ+松尾慎編著
東アジアにおける言語復興
——中国・台湾・沖縄を焦点に



A5判 280頁
三元社 [3150円]

ヘニング・クレーター(訳／藤田美佐)

台湾における「郷土語言教育」の実態

——台中市と新竹縣の公立小学校における調査より

琉球語の存続性と危機度——逆行的言語シフトは可能か

琉球列島における言語シフト

パトリック・ハインリッヒ

沖縄語講師の養成について

『実践としての言語』の記録保存——

うちなーの多言語社会再生へ向けて

世代間言語継承を展望する——モデル構築と例証

バーナード・スボルスキー(訳／藤田美佐)

以下、各論文の概略に触れておきたい。
ハインリッヒ及び松尾論文は、言語の多様性と少数言語の動向に注目し、国家と言語の関係を明らかにし、危機言語への研究を示唆している。危機言語の研究は、具体的には「言語の定義」、「言語活力」、「言語意識」、「言語使用領域」における言語選択、言語機能、「言語使用記述」の側面から研究がなされなければならないことを提言している。

孫論文は、威信の低い言語は後退し、文化遺産の損失に大きく関わっていることを述べ、危機言語保存のための条件を列挙している。また中国の少数民族言語と台湾の原住民諸語の言語状況の実態を明らかにした。

ブラッドリー論文は、中国、タイ、ミャンマーの言語状況についての詳細を述べ、理想的な言語維持のための方策を提示し、その言語をいかにコミュニティで活用するのかを模索している。

胡論文は、彝語の言語使用領域を調査し、公の場面と家庭等で使用されている言語状況を明らかにした。コードスイッチングのあり方や彝語と中国語との混合言語の発生のしかたを概観し、その例をあげている点が興味深い。

クレーター論文は、台湾の言語変遷を客観的に捉え、国語が公用語としての地位を確立したことを述べ、各族群の言葉が言語的地位を確立しつつある状況を報告している。また言語政策的な観点とイデオロギーとの関係を明らかにした。

松尾論文は、「郷土」の定義からその問題点をみだし、言語状況の実態を調査することによって、教育の現場でどのように言語教育がおこなわれているのかを詳細に述べている。

石原論文は、沖縄県民の琉球語に対する言語動向を調査することによって、県民の言語意識を明らかにしたものである。将来的な構想もふまえて、琉球語を言語学の立場で研究している言語学者と言語政策や社会言語学を研究している社

会言語学者との連携によって、琉球語の復興に尽力すべきであることを述べている。

ハインリッヒ論文は、琉球語の五つの方言に対しての言語使用領域について調査し、その実態を明らかにした。

宮良論文は沖縄語の研究という立場から言語学的な分析を厳密におこない、沖縄語の復興と言語推進運動がどのように関わってきたのかを述べ、その研究活動のあり方を問うたものである。

杉田論文は、言語使用記述を扱った論文である。地域社会のコミュニティを中心に、その言語がどのように使用されているのか。その蒐集したデータから言語生活の実態を捉えたものである。

スボルスキー論文は、家庭内における言語使用領域に着目し、その実態と使用について考察を試み、独自のモデルを構築した。

本論文集は、それぞれのアンケート調査によるデータの蒐集とフィールド調査による客観的解釈がなされており、社会

言語学の本質的な研究に寄与しているものといえる。ただ一つ批判的にみるならば、マクロ的な観点からの考察がなされていないということであろう。

以下、三つの地域の言語的な背景をみていく。

中国では、清末から文字改革運動が始められ、試行錯誤のもとで「文言」から口語としての「白話」へと移り変わり、北方の言語を基調とし、「北京語」が成立している。中華人民共和国が成立してからも、拼音や簡体字の制定により、国民に普及する「普通話」を生成させた。

二〇〇一年には「中華人民共和国国家通用语言文字法」による、国家言語の規定を制定し、単一言語指向にある。この法律は、全二十八条からなるものであり、第一条では、以下のようになっている。

第一条 为推动国家通用语言文字的规范化、标准化及其健康发展，使国家通用语言文字在社会生活中更好地发挥作用，促进各民族、各地区经济文化交流，根据宪法，制定本法。

（国家共通の言語及び文字の規範化、標準化及びその健全な発展を推し進め、国家通用の言語及び文字が社会生活の中で、さらにより作用を発揮し、各民族及び各地区の経済文化の交流を促進させるよう憲法に基づき本法を制定するものである。）

北京オリンピックの開催や経済効果を流動化するために、国民国家を形成し、人民という意識から国民という意識に移行させる一つの指針を表したものであり、同時に識字率を上げるために取り組んだものといえよう。

一方、台湾では日本統治時代におこなわれてきた言語政策が、戦後も引きつがれ、国語の一元化が進められた。二〇〇〇年に陳政権が誕生し、その後の立法院の選挙で民主進歩党が第一党になると、海外に亡命していた有為な人材が次々と帰国し、新政権の閣僚となり、民主化政策が推し進められた。とくに言語問題については、許世楷が『台湾共和国憲法』草案の第二十二条と第一〇二条に母語の

地位を規定している。

二〇〇三年にも鄭良偉のもとで「語言平等法」の草案が成立した。これは言語の平等とそれに基づく言語教育を、法的にまとめたものである。台湾のすべての言語を尊重することが明記されている。この「語言平等法」の草案は全部で二十五条からなり、第一条は以下のようになっている。

第一條（說明立法之宗旨）爲尊重保障國民的語言權利・促進多元文化成長・建構和諧社會・特制定本法。

第1条（立法の趣旨を説明する。）国民の言語権利を尊重し、保障するために、多元文化の成長を促進し、調和のとれた社会を築くため、特に本法を制定する。）

また現状では、「国家語言發展法」や「語言基本法」なども草案として起草され、各族群の言語の尊重と保障を認めるものとなっている。しかしあくまでも草案であり、今後の発展が期待できる。ただ国語の位置づけは、共同語として存在し、それ以外の言語も平行線上にあり、

多言語主義を確立している。

沖縄については、中国及び台湾は沖縄を「琉球」と総称し、日本の領土ではないという認識がごくわずかではあるが残っている。それは古くから、中国との関係を意味するもので、中国が「親」とするならば、琉球は「子」という関係にある。政治的にも礼節においても、中国から学んだものが多くあったことを表している。

「琉球処分」で、明治政府が沖縄を日本の領土として加えたことにより、沖縄の状況は一変したといえよう。もともと沖縄は「琉球王国」であり、言語形態も日本語とは異なる言語であるという認識があった。とくに明治期から昭和にかけては、日本語の「標準語推進運動」が強制的に推進され、「言語同化政策」がおこなわれていったのである。

もちろん沖縄古来の研究も伊波普猷によつてなされ、「沖縄学」は存在する。それはあくまで『おもしろそう』をはじめとする純粋な沖縄研究であり、体制へ

の批判としての研究という意識はなかった。伊波の研究は言語学、民俗学、歴史学など、その研究領域は幅広く、沖縄固有の文化体系と学問的基礎を構築したものと見える。

本論文集は、この三つの地域社会の言語変遷と少数言語の保持という観点から、その言語状況と動向を記述したものであり、個々の調査が、それを明らかにしている。それぞれの異なつた政策と状況はあるが、各地域社会のあるべき言語状況が確立していることを、ここでは語っている。今後の社会言語学の動向を見据える一冊となりえるであろう。

（なががわ・ひとし 明海大学）

